

許可地域

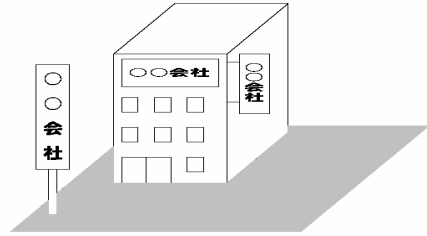
- 原則として広告物の掲出には許可が必要です。
- 自家用の広告物については、一定の基準内であれば許可はいりません。
(自家用広告物の総面積が10㎡以下であること)
- 下記の区分に従い、それぞれ広告物ごとに高さや面積について許可基準が定められています。

第1種許可地域
総面積は
50㎡以下

第2種許可地域
総面積は
100㎡以下

第3種許可地域
総面積の制限は
ありません。

自家広告物



自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の事業所営業所に表示する広告物

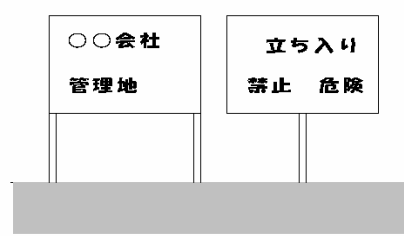
10㎡以下

はい

いいえ

許可不要

管理用広告物



自己の管理する土地や物件の管理上の必要に基づき表示する広告物

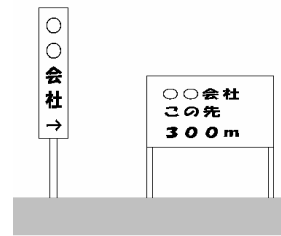
5㎡以下(土地)
0.3㎡以下(物件)

はい

いいえ

許可が必要

一般広告物



自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業所以外に表示する広告物

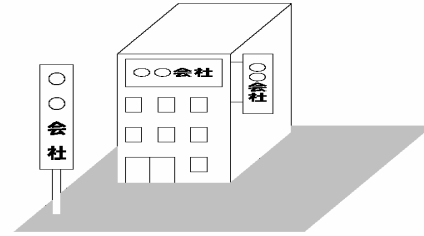
広告物の面積の合計

禁止地域

- 原則として広告物の掲出は禁止されています。
- 自家用の広告物や道路標識・案内図板については許可基準に適合すれば掲出できます。
(総面積は**30㎡以下**であること)

- 自家用の広告物については、一定の基準内であれば許可はいりません。
(自家用広告物の総面積が5㎡以下であること)

自家広告物



自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の事業所営業所に表示する広告物

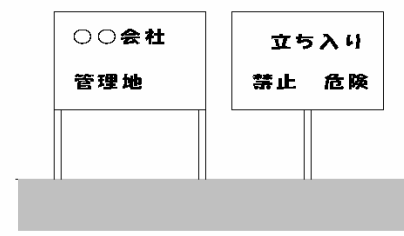
5㎡以下

はい

いいえ

許可不要

管理用広告物



自己の管理する土地や物件の管理上の必要に基づき表示する広告物

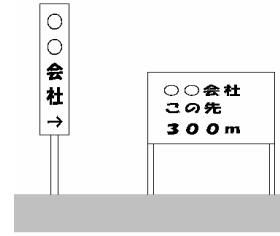
5㎡以下(土地)
0.3㎡以下(物件)

はい

いいえ

許可が必要

一般広告物



自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業所以外に表示する広告物

禁止